

飯綱町空き住宅活用改修費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 この要綱は、移住定住希望者に町内の空き住宅を改修して賃貸借する建築事業者に対して、改修に要した経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、空き住宅の有効活用と本町への移住定住の促進を事業者と連携し取り組むことを目的とする。

2 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等は、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人の建築事業者とし、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 改修する空き住宅は、戸建て住宅であること。
- (2) 当該補助金申請時において、空き住宅の所有者（以下「所有者」という。）と補助対象者との間に使用貸借契約又は賃貸借契約が締結されており、当該建築物の改修に関し所有者の同意を得ていること。
- (3) 当該補助金申請時において、改修後の空き住宅の入居者との間に賃貸借契約を締結した者又は締結予定の者とする。
- (4) 飯綱町が賦課する税及び料金に滞納がないこと。
- (5) 飯綱町暴力団排除条例（平成23年飯綱町条例第21号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き住宅の機能向上のために行う改修に係る経費で、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 居住するために必要な浴室、トイレ及び台所の改修、その他これらに付属する備品類
 - (2) 壁、柱、床、はり及び屋根の改修
 - (3) 畳、ふすま、障子、窓ガラス及びサッシの交換
 - (4) 電気（昇圧）、上下水道設備の新設又は改修、給湯器の新設又は交換
 - (5) 残存する家財道具の処分
 - (6) その他適当と認められる経費
- 2 次の各号に掲げる経費については、補助金交付の対象としない。
- (1) 合併浄化槽の設置、上下水道設備工事に係る受益者負担金及び加入金
 - (2) 新築、増築、家電製品及び家具調度品類の購入
 - (3) 門、塀、庭園（庭木）、サンルーム、車庫、倉庫及び離れの新設又は改修、太陽光発電設備の設置、その他物品の購入等居住に直接必要のない経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は100万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯綱町空き住宅活用改修費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空き住宅の間取り平面図
- (2) 工事見積書
- (3) 工事予定箇所の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、飯綱町空き住宅活用改修費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第7条 補助金の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく飯綱町空き住宅活用改修費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更することができる。
- 3 町長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更した場合は、飯綱町空き住宅活用改修費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 交付決定者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、飯綱町空き住宅活用改修費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により事業の中止又は廃止を承認した場合は、飯綱町空き住宅活用改修費補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 交付決定者は、決定の日から起算して6か月以内、かつ決定年度内に事業を完了させ、完了の日から14日以内に飯綱町空き住宅活用改修費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の支払を証する書類
- (2) 工事箇所写真（施工前後）

- (3) 入居者との賃貸借契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、飯綱町空き住宅活用改修費補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知があったときは、飯綱町空き住宅活用改修費補助金交付請求書（様式9号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 事業を承認なく変更、中止、又は廃止したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

飯網町長 様

申請者
所在地
事業者名
代表者氏名

印

飯網町空き住宅活用改修費補助金交付申請書

年度飯網町空き住宅活用改修費補助金の交付を受けたいので、飯網町空き住宅活用改修費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

空き住宅所在地	飯網町大字
空き住宅所有者	住 所： 氏 名：
入居予定者	住 所： 氏 名：
交付申請額	円
改修工事見積総額	円
補助対象経費内訳	
添付書類 (1) 空き住宅の間取り平面図 (2) 工事見積書 (3) 工事予定箇所の写真 (4) その他町長が必要と認める書類	

様

飯網町長

飯網町空き住宅活用改修費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました飯網町空き住宅活用改修費補助金について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

年 月 日

飯網町長 様

交付決定者

所在地

事業者名

代表者氏名

印

飯網町空き住宅活用改修費補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯網町空き住宅活用改修費補助金について、下記のとおり事業を変更したいので、飯網町空き住宅活用改修費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

変更項目	変更前	変更後
変更理由		

様

飯網町長

飯網町空き住宅活用改修費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で申請のありました飯網町空き住宅活用改修費補助金について、
下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額	_____	円
	(変更前)	円)

年 月 日

飯網町長 様

交付決定者
所在地
事業者名
代表者氏名

印

飯網町空き住宅活用改修費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯網町空き住宅活用改修費補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、飯網町空き住宅活用改修費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）理由

様式第6号（第8条関係）

番号
年 月 日

様

飯網町長

飯網町空き住宅活用改修費補助金事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のありました飯網町空き住宅活用改修費補助金の事業中止（廃止）について、承認することに決定したので通知します。

飯網町長 様

交付決定者
所在地
事業者名
代表者氏名

印

飯網町空き住宅活用改修費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯網町空き住宅活用改修費補助金について、事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 経費の支払を証する書類
- 2 工事箇所写真（施工前後）
- 3 入居者との賃貸借契約書の写し
- 4 その他町長が必要と認める書類

様

飯網町長

飯網町空き住宅活用改修費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました飯網町空き住宅活用改修費補助金について、下記のとおり補助金交付額が確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

年 月 日

飯網町長 様

所在地

事業者名

代表者氏名

印

飯網町空き住宅活用改修費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により確定通知のあった飯網町空き住宅活用改修費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 補助金振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義人			